

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 0 6 4 号)

平成 2 4 年 9 月 1 3 日

横情審答申第1064号

平成24年9月13日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成24年2月8日教教厚第1008号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「教職員健康管理事業における精神保健相談記録（特定年月日受理）」の
個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「教職員健康管理事業における精神保健相談記録（特定年月日受理）」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「教職員健康管理事業における精神保健相談記録（特定年月日受理）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成23年11月24日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市教職員健康相談室（以下「相談室」という。）において作成した異議申立人（以下「申立人」という。）の精神保健相談記録（以下「相談記録」という。）には、相談対象者である申立人以外の個人である学校及び医療機関（以下「学校等」という。）の職員の氏名及び肩書が記録されており、これらの情報からは特定の個人が識別できる。学校等との相談及び連絡内容は、申立人に関する情報をありのままに記録したものであるため、仮に申立人以外の個人の氏名及び肩書を非開示とした場合であっても、その内容から特定の個人が識別されるおそれがある。したがって、申立人以外の個人の氏名及び肩書並びに学校等との相談及び連絡内容は、条例第22条第3号に該当し、非開示とした。
- (2) 本件個人情報には、申立人に関する評価、所見、対応方針等（以下「本件評価等情報」という。）がありのままに記録されている。したがって、その内容を開示することは、相談対象者である申立人に予見を与えることとなり、学校等と申立人との間で申立人に関する評価、所見、対応方針等の認識が異なっていた場合、今後の適正な援助業務が困難になるなど、申立人に係る精神保健相談の適正な遂行に支障を及ぼす。

また、精神保健相談の適正な遂行には、相談対象者との間だけではなく学校等との信頼関係も必要となる。学校等としては、本件評価等情報が申立人に開示されることは想定していない。このような情報を開示することにより、今後学校等の協力が得られなくなるなど、学校等との信頼関係の構築又は維持に支障を来す。

したがって、本件評価等情報は、開示することにより、申立人に係る精神保健相談及び今後の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第22条第7号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部の開示を求める。
- (2) 実施機関のいう個人の氏名及び肩書がカウンセラーを指すのであれば、カウンセラーの氏名肩書は既に申立人が知っていることであり、本人開示で隠す必要はないはずである。また、カウンセリングの秘密厳守という形態からして、カウンセラーや申立人以外の個人名や肩書が記録に出てくることはあり得ない。とすれば、条例第22条第3号を適用する理由として書かれている「請求者以外の個人に関する情報」というのが一体誰を指すのか、到底理解できない。また、非開示となった部分に関わる人たちの身分は公務員であるので、条例第22条第3号ただし書ウにあるように、職や職務遂行の内容に係る部分は非開示から除かれる情報である。
- (3) 「相談・連絡内容」が非開示とされるのも疑問である。申立人がカウンセラーに話した相談内容や、申立人からカウンセラーへの連絡、あるいはカウンセラーから申立人への連絡が、なぜ非開示になるのか。それら二人の間の相談連絡内容の開示が、どうして条例第22条第7号を適用する理由として書かれている「教職員健康相談室の信頼を失うとともに、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」につながるのか、これまた理解できないところである。実施機関の一部開示理由説明における「支障」は具体的な実質性に欠けていると言わざるを得ない。一方的に「支障を及ぼす」と断定し、本人に係る個人情報を非開示とするのは妥当ではない。相談室自体が不適切な情報収集をしているのではないか。そうであればその情報は速やかに本人に開示されるべきものなのではないか。
- (4) 本件請求の目的は、秘密を守るべき相談室が申立人の了解を得ずに学校に秘密を漏らしているのではないかと不信感をもったからである。相談室が学校等とどのよ

うに連絡をとっていたのか、自分のことをどう方向付けようとしていたのかが分からない。秘密が守られるどころか積極的に利用されたのだとしたら遺憾である。これら相談室に対する疑問を払拭する近道は情報公開であると考える。本件個人情報が全部開示されることにより事実が知りたい。

5 審査会の判断

(1) 精神保健相談に係る事務について

厚生労働省は、労働者の心の健康を確保するために労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月公示）及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月公示）を公表している。実施機関では、これらの指針に基づき、教職員の健康の保持増進を図ることなどを目的とした教職員健康管理事業を所管しており、当該事業の一環として、現在、相談室において専門医、社会福祉士の資格を有する職員又は精神保健福祉士の資格を有する職員による精神保健相談を実施している。当該相談の内容は仕事や生活上の問題、職場復帰等、教職員の心の健康保持に関するものであり、当該相談を実施した際には、相談対象者に対する援助に役立てるため、相談記録を作成している。

(2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、相談室が申立人からの精神保健相談を受けて作成した申立人に係る相談記録である。本件個人情報には、相談対象者である申立人の氏名、住所、勤務先、精神保健相談における相談内容等が記録されている。

イ 実施機関は、本件個人情報に記録された申立人以外の個人の氏名及び肩書並びに学校等との相談及び連絡内容は、条例第22条第3号に該当するとして、本件評価等情報は条例第22条第7号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件評価等情報を開示することにより、申立人に対する精神保健相談及び今後の精神保健相談業務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当し、非開示としたと主張しているため、当審査会では、平成

24年4月26日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件は本人開示請求であるため申立人とのやりとりの記録は開示とし、他の人が話した内容、精神保健福祉士である職員（以下「相談員」という。）の所感等は本人情報ではないので非開示とした。

(イ) 相談室は、本件においては、申立人了解の下、必要と思われる職場での配慮事項について学校を交えて検討を行い、援助を進めるという方針を取っていた。本件評価等情報が開示されると学校が申立人に対してどのように思っているか予見を与えることとなり、中立な立場で相談業務に当たっている相談室の機能が損なわれ、学校との信頼関係の維持に支障が生ずるおそれがある。そのため、本件評価等情報が開示されると今後の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ そこで、当審査会では、実施機関の説明を踏まえ、本号の該当性について次のとおり検討した。

(ア) 上記(1)のとおり、本来、相談記録は、精神保健相談業務の遂行のために用いられるものであるため、相談対象者に対する援助を適正に行うとの観点から、開示・非開示に当たっては、事案ごとに慎重な判断が求められる情報であるというべきである。

(イ) この観点から当審査会が本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は多くの部分が開示されており、これらの開示部分には、相談室への事務連絡など単なる事実の記録のほか、既に相談員が申立人から聞き取った申立人に対する校長の評価や今後の援助方針などが具体的に記録されていることが認められた。

(ウ) 実施機関は、本件評価等情報を開示すると学校が申立人に対してどのように思っているか予見を与えることとなり、相談室と学校との信頼関係の維持に支障が生ずるおそれがあるなどと説明するが、非開示とされた本件評価等情報は、既に開示とされた上記情報との対比においてその性質・内容に差異があるとはいえず、実施機関がどのような規準でその開示・非開示の判断をしたのかが明らかではなく、そこに一貫した判断規準を見いだすことはできなかった。このため、実施機関の説明からは、既に開示された申立人に対する校長の評価部分と非開示とされた本件評価等情報とを開示することによる

本件の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、その具体的蓋然性を立証するに足る特段の理由を認めることはできない。

(I) したがって、本件評価等情報は、開示することにより申立人に対する精神保健相談及び今後の精神保健相談業務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(4) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、本人開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会において本件個人情報を見分したところ、実施機関が本号に該当するとして非開示とした部分には申立人以外の個人の氏名及び肩書並びに相談員と当該個人との相談及び連絡内容が記録されていることが認められた。

これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当する。

ウ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

上記イのとおり、申立人以外の個人の肩書並びに相談員と当該個人との相談及び連絡内容は、本号本文に該当する個人に関する情報ではあるが、当審査会が実施機関に確認したところ、当該個人は実施機関の職員であることが認められた。実施機関の職員は公務員であり、上記情報は当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分であることから本号ただし書ウに該当する。

また、実施機関の職員である申立人以外の個人の氏名は、横浜市職員録に登載されている情報であり、慣行として本人開示請求者が知ることができると認められる情報である。

あると認められることから、本号ただし書アに該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が条例第22条第3号及び第7号に該当するとして本件個人情報を一部開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきである。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年2月8日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年2月16日 (第201回第一部会) 平成24年2月17日 (第133回第三部会) 平成24年2月24日 (第208回第二部会)	・諮問の報告
平成24年3月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年4月12日 (第204回第一部会)	・審議
平成24年4月26日 (第205回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年5月17日 (第206回第一部会)	・審議
平成24年5月31日 (第207回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年6月14日 (第208回第一部会)	・審議
平成24年6月28日 (第209回第一部会)	・審議
平成24年7月12日 (第210回第一部会)	・審議
平成24年7月26日 (第211回第一部会)	・審議